

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.090

処 分 名	路地状敷地等に関する認定
処 分 の 概 要	路地敷地等について、条例の規定によるもののほか、安全上及び防火上支障がないもの等の場合の認定を行います。
根拠条例等・条項	埼玉県建築基準法施行細則（昭和 36 年規則第 15 号） 第 6 条の 5 第 1 項第 2 号
審 査 基 準	認定の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上及び防火上支障がないもの等」の場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県建築基準法施行規則

第六条の五 条例第三条第一項ただし書、第七条ただし書、第十三条ただし書、第十七条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条ただし書、第三十一条ただし書、第三十二条ただし書、第三十三条第四項、第四十四条第三項、第五十条第二項ただし書、第五十条の二第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第五十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準に適合する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事が認める場合